

			3 同法第25条第2項の規定に基づき、理事長の氏名等を公告すること。 4 同法第38条第6項の規定に基づき、組合の設立の認可又は組合設立の認可の取消しを公告すること。 5 同法第51条第7項の規定に基づき、変動があった施行者の氏名等を公告すること。
--	--	--	---

別表第4 総務部の項中「市町村課」を「市町村総室」に改め、同表健康福祉部の項を削り、同表土木部の項中道路維持課の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に商工観光労働部観光物産課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、商工観光労働部観光物産総室に勤務を命ぜられたものとする。

3 この訓令の施行の際現に土木部道路建設課に兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、土木部道路整備課に兼務を命ぜられたものとする。

(熊本県幹線道路推進室設置規程等の廃止)

4 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 熊本県幹線道路推進室設置規程(平成5年熊本県訓令第27号)

(2) 熊本県介護保険室設置規程(平成10年熊本県訓令第20号)

(3) 熊本県技能五輪・アビリンピック推進室設置規程(平成13年熊本県訓令第35号)

(4) 熊本県川辺川ダム総合対策室設置規程(平成14年熊本県訓令第40号)

(5) 熊本県情報・研修企画室設置規程(平成14年熊本県訓令第41号)

(6) 熊本県食品表示対策室設置規程(平成14年熊本県訓令第43号)

(熊本県川辺川ダム総合対策室設置規程の廃止に伴う経過措置)

5 この訓令の施行の際現に企画振興部企画課川辺川ダム総合対策室に兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、企画振興部川辺川ダム総合対策課に兼務を命ぜられたものとする。

(熊本県文書規程の一部改正)

6 熊本県文書規程(昭和34年熊本県訓令甲第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「本庁にあっては庶務関係の係長」を「本庁にあっては庶務関係の係長(係又は業務の担当を命ぜられた課長補佐、主幹又は参事を含む。以下同じ。)」に改める。

第18条第1号中「「甲」」を「「知事」」に改め、同条第2号中「「副」」を「「副知事」」に改め、同条第3号中「又は部長」を削り、「「乙」」を「「出納長」」に改め、同条第5号中「「丁」」を「「係長」」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「課長」を「課長、総室長又は室長」に改め、「「丙」」を「「課長」、「総室長」又は「室長」」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 部長限りで決裁するもの「部長」

(5) 部次長限りで決裁するもの「次長」

第19条第1項中「丁の」を「係長決裁の」に改める。

第26条第1項中「甲及び副の回議案」を「回議案(係長決裁の回議案を除く。)」に改め、同条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第9条第1項ただし書の回議案(知事及び副知事決裁の回議案を除く。)

第26条第6項中「甲及び副の」を「知事及び副知事決裁の」に改め、同条に次の1項を加える。

7 決裁を終わった出納長、部長、次長及び課長決裁の回議案は、私学文書課長の審査を経た場合又は法令審議会の審議を経た場合にあつては私学文書課備付けの決裁日付印(別記第19号様式)、文書取扱主任の審査を経た場合にあつては各課備付けの決裁日付印(別記第20号様式)を押さなければならない。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第28条第1号中「丁の」を「係長決裁の」に改め、同条第2号中「乙及び丙」を「出